

## さくら市犯罪被害者等支援条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、さくら市（以下「市」という。）における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定め、当該支援に必要な施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

条例が目指すものは

- ・犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図ること
- ・安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することとなります。

条例は、市としての犯罪被害者等支援施策を推進していくための方向性を示すものとなります。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。

犯罪等は、犯罪被害者等基本法第2条第1項の「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」となります。

「犯罪」とは、殺人罪、強盗罪、傷害罪、窃盗罪、詐欺罪等刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科せられる行為をいいます。

故意犯のみに限らず過失犯（業務上過失傷害罪、失火罪等）も含まれます。

「犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、犯罪とまではいえないが、それに類似するような行為をいい、DVにおける精神的な暴力をいいます。

(2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。

犯罪被害者等は、犯罪被害者本人だけでなく、その家族又は遺族を含みます。

(3) 市民等 次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ウ 市内に存する学校に在学する者
- エ 旅行その他の事由により市内に滞在している者
- オ 市内において非営利活動等を行う者

市内に住所を有する者以外に、市内で働く方や事業者、学校に通う生徒及び学生等や、ボランティア団体等も含まれます。

(4) 事業者 市内において法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

事業を営む個人とは、事業活動に責任を持つ個人事業者をいいます。

(5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。

再被害とは、犯罪被害者等が犯罪等による直接的な被害を受けた後、当該犯罪行為の加害者等から再び同一又は別の犯罪等による被害を受けることをいいます。

(6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、風評、誹謗中傷、インターネットでの拡散、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が正当な理由なく受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

犯罪等による被害には、犯罪被害者が受ける直接的な被害（一次被

害)のほか、被害を受けた後に、周囲の者の言動により、私生活の平穏が脅かされる事態(二次被害)が生じることがあります。

犯罪被害者等に対する支援は、二次的被害を生じさせないよう適切に対応を行わなければなりません。

- (7) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

犯罪行為は、さくら市内での犯罪行為に限られません。国外犯は対象外となります。

人の生命又は身体を害する罪に当たる行為とは、生命犯や身体犯をいい、殺人、強盗致死傷、傷害、強制わいせつ等致死傷などです。

生命犯や身体犯ではない、窃盗、詐欺、横領等は対象外です。

- (8) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であること(精神疾患も含む。)

イ 当該被害に係る被害届が警察に受理されていること又は当該被害届を警察に提出することが困難であると市長が認めたこと。

重傷病と認定されれば、重傷病見舞金の支給を受け取ることができます。

- (9) 傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 当該負傷又は疾病の療養の期間が2週間以上1月未満であること

(精神疾患も含む。)

- イ 当該被害に係る被害届が警察に受理されていること又は当該被害届を警察に提出することが困難であると市長が認めたこと。

傷病と認定されれば、傷病見舞金の支給を受けることができます。

(基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、十分に配慮して行われなければならない。
- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等による被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう、犯罪被害者等に関する個人情報の取扱いについて十分に配慮して行われなければならない。

個人の尊厳は、犯罪被害者等についても当然に尊重されるべきであり、理念的・宣言的に示しました。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、他の地方公共団体、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体(以下「関係機関等」という。)との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携及び協力を図るものとする。

市は、市民に最も身近な「基礎自治体」として、基本理念にのっとり関係機関と連携して本条例に定めている施策を実施します。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性についての理解を深め、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

地域社会全体で犯罪被害者等に対する理解を深め、市民等に犯罪被害者等が犯罪等による直接的な被害にとどまらず、再被害や二次的被害により、さらに精神的な苦痛等を受け、被害からの立ち直りが遅れることも少なくないことを理解していただき、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力していただくものです。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続等に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

犯罪被害者等が被害に遭った後も職場の理解を得て働き続けられるよう職場環境を整備し、就労や勤務について配慮するよう務めていただくものです。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談、情報の提供等を総合的に

行うための窓口を設置するものとする。

犯罪被害者等からの相談を受けた場合には、警察、被害者支援センター等との連絡調整を行ったり、犯罪被害者等が望む情報の提供及び助言を行います。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、遺族見舞金、重傷病見舞金及び傷病見舞金（以下「見舞金」という。）を支給するものとする。

2 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者（当該犯罪行為が行われた時において、市民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する市の住民基本台帳に記録されていた者をいう。次号において同じ。）であった者に限る。）の遺族として規則で定める者

(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者（当該犯罪行為が行われた時において、市民であった者に限る。）

(3) 傷病見舞金 犯罪行為により傷病を負った者（当該犯罪行為が行われた時において、市民であった者に限る。）

3 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

(3) 傷病見舞金 5万円

4 前3項に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

犯罪被害者等の経済的負担を少しでも軽減するために、遺族見舞金、重傷病・傷病見舞金を支給します。

(安全の確保)

第9条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

市は、警察、被害者支援センターとちぎ等の民間支援団体等と連携し、犯罪被害者等が再被害や二次的被害を受けることを防止するため、非常時の通報要領や避難などの防犯に関する助言や指導を行います。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

犯罪被害者等が犯罪等を受けたことにより収入が減少したり、住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、住宅に居住することが困難である場合があります。

市は、必要な施策を講じて住居の安定を図ります。

(人材の育成等)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供等の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

市は、県、被害者支援センターとちぎ等の民間支援団体が開催する犯罪被害者等の支援に関する研修会や講和等に参加し、犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上に務めます。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第12条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

市は、ホームページ、広報紙、パネル展等による広報啓発活動を行い、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、市民等及び事業者の理解の増進を図る施策を推進していきます。

(教育活動の推進)

第13条 市は、学校、家庭及び地域社会と連携し、自他の生命を尊重するための教育活動を推進するものとする。

市では、家庭及び地域社会と連携しながら、「生命尊重」を推進していきます。

(民間支援団体への支援)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

市では公益社団法人被害者支援センターとちぎ等との連携を図り、例年、県の委託事業として同センターが実施している犯罪被害者等支援に関するパネル展を市の施設において実施しています。

(意見等の反映)

第15条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

犯罪被害者等からの相談や市のホームページ及び各種イベント等を通じて犯罪被害者等の意見や要望を把握し、必要とされる支援に関する施策に反映させられるように務めます。

(支援の制限)

第16条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、この条例に定める犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

社会通念上妥当でないと認められるときには、支援を行わないことができることを定めたものです。

例えば

- ・見舞金を受ける者が、さくら市暴力団排除条例に定める暴力団、密接関係者
- ・犯罪等の被害者と加害者との間に一定の親族関係が認められる場合
- ・犯罪被害者等が、犯罪等を手助けする等の行為があった場合や犯罪等を容認していた場合

などです。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

見舞金の支給申請などについては、規則で別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した犯罪行為について適用する。